

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 取引時確認を行う必要がない特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引として、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加することとする。（第十三条第一項第一号関係）
- 二 この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。
- 三 所要の経過措置を設ける。